

別紙1

地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 岐阜県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、岐阜県地方就職学生支援事業における本巣市地方就職支援金交付要綱に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 地方就職支援金の申請日から1年以内に、地方就職支援金の要件を満たす内定先企業へ就業しなかった場合：全額
 - (2) 地方就職支援金の申請日から1年以内に、本市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に本市に住民票がある場合を除く。）：全額
 - (3) 就業日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から3箇月以内に岐阜県地方就職学生支援事業における本巣市地方就職支援金交付要綱第4条第2号アの要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く。）：全額
 - (4) 本市への転入日から3年未満に本市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (5) 虚偽の申請であること、居住、就業等の実態がないこと等が明らかとなった場合：全額
 - (6) 本市への転入日から3年以上5年以内に本市以外の市区町村に転出した場合：半額

別紙2

岐阜県地方就職学生支援事業における個人情報の取扱い

市は、岐阜県地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び本巣市個人情報保護法施行条例（令和5年条例第1号）等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。